



メルボルン日本人学校

プライバシーに関する方針 (Privacy Collection Statement)

本方針に関するご質問は学校事務(03-9528-1978)までお問い合わせください。

背景と目的について

連邦プライバシー関連諸法により、学校には、学校と関連がありかつ個人情報を保持している全ての人が入手可能なプライバシーに関する方針を整備することが義務づけられています。

プライバシー関連諸法は、学校がどのように個人情報を収集、使用、保持、開示できるかを規定しています。学校は、[1988年プライバシー法\(連邦\)](#)に含まれるオーストラリアプライバシー基本方針の制約を受けます。学校が収集する情報は、学校が教育サービスを提供し、その監督義務を遵守できるようにするためのものです。学校は、1988年プライバシー法(連邦)に基づいて、通知すべきデータ違反をオーストラリア情報コミッショナーに報告しなければなりません。

学校は関連サーベイランス諸法に従って、CCTVカメラを設置、使用及び管理しています。CCTVカメラは学校の全ての門に設置されており、表示も適切にされています。

適用

本方針は、全ての職員、児童生徒、ボランティア、請負業者、訪問者、その他学校と関係がある又は学校と接触する人に適用されます。

定義

1. 個人情報

個人情報とは、特定の個人又は合理的に特定可能な個人に関する、性質を有する情報又は意見を意味します。

例としては、個人の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等があります。

2. 機微情報

機微情報とは特別カテゴリーの個人情報を指し、以下のいずれかを意味します。

(a) 以下の個人属性に関する情報又は意見であり、かつ個人情報であるもの

(i) 人種的又は民族的起源

- (ii) 政治的意見
- (iii) 政治結社の会員資格
- (iv) 宗教的信念又は信仰する宗教
- (v) 哲学的信念
- (vi) 職業団体又は事業者団体の会員資格
- (vii) 労働組合の会員資格
- (viii) 性的な指向又は慣行
- (ix) 犯罪歴
- (b) 個人の健康情報
- (c) 健康情報ではない個人の遺伝情報
- (d) 自動生体照合又は生体認証の目的で使用される生体情報
- (e) 生体認証テンプレート

学校は「機微情報」である個人情報を収集する場合があります。学校は、本人の同意が得られた場合に限り、又はプライバシー法若しくはその他の適用法によって許される場合に限り、機微情報を収集します。

収集する個人情報の種類

学校は、以下の人に関する、機微情報を含む個人情報を収集します。

- 児童生徒
- 保護者
- 職員、見込み職員
- 請負業者、見込み請負業者
- ボランティア
- 訪問者
- 学校に接触するその他の人

学校が収集及び保持する情報の種類は個人情報や健康に関する情報、人種・民族起源に関する機微情報を含むみます。

児童生徒、保護者から収集する情報は以下の情報が含まれます(以下の情報に限らない)。

- 名前・住所・連絡先(親族等を含む)、誕生日、年齢、性別、国籍、母語、学校歴
- 保護者の母語、学歴、職業
- 医療情報(障がい・アレルギー等、診断書、医師・医療機関の詳細)
- 保険、Medicare の情報
- 前在籍校からの書類(成績、出欠記録、生活記録等)

- パスポートもしくは Birth Certificate
- ビザ
- Court Order
- Working With Children Check
- 学校の活動で撮影した写真、ビデオ
- CCTV カメラで撮影された情報
- 本人が学校に提供することを選んだその他の情報

それ以外の立場で学校に関わる人（例えば、職員、過去に在籍した児童生徒、ボランティア、請負業者、訪問者）から収集する情報は以下の情報が含まれます（以下の情報に限らない）。

- 名前・住所・連絡先（親族等を含む）、誕生日、年齢、性別、国籍、母語
- 医療情報（障がい・アレルギー等、診断書）
- 求職申請書類の情報
- パスポートもしくは Birth Certificate
- ビザ
- 認定資格
- 職歴
- 犯罪歴
- 銀行口座、Superannuation Fund の情報
- Working With Children Check
- 学校の活動で撮影した写真、ビデオ
- CCTV カメラで撮影された情報
- 本人が学校に提供することを選んだその他の情報

個人情報収集と保存

学校が収集する児童生徒及び保護者に関する情報は、学校における当該児童生徒の在籍期間中及びその前後に収集される場合があります。児童生徒及び保護者に関する情報は、以下のものを含むいくつかの方法で収集されます。

- 生徒及び保護者から電話もしくは対面
- 他者（医療従事者、他校等）から
- 公になっている情報源から

この情報を収集する目的は、学校が児童生徒及び見込み児童生徒に学校教育及び教育に関連するサービスを提供するためです。見込み児童生徒に関する必要な情報を得られない場合、入学手続きが行えない可能性があります。

求職者及び職員について学校が収集する情報は、以下のものを含むいくつかの方法で収集されます。

- 募集段階及び雇用過程において、直接求職者及び職員から
- 他者（求職者の身元照会先、ソーシャルメディア等）から
- 公になっている情報源から
- 求職者、職員若しくは求職者又は職員の認可を受けた第三者より提出された医療診断書、インシデントレポート、職業衛生安全性要件（労働能力証明を含む）、ビクトリア州教育省（VIT）又は Working With Children Check 要件から
- 電子データベース

学校は安全とセキュリティを確保し、破壊行為と不適切行為を抑止する目的で CCTV カメラを設置しています。従って、学校敷地内に設置された CCTV カメラを用いて、来校する人に関する情報が収集される場合があります。

学校は、以下の方法で、情報を電子的又は物理的に保存する場合があります。

- 電子データベース
- 権限のある人のみがアクセスできる鍵付きのキャビネット等、安全な場所

CCTV カメラで収集された情報には学校教職員のみがアクセスできます。

情報の使用及び開示

学校は、個人情報を収集された目的に限定して使用します。ただし、学校は、個人情報を主要目的とは異なる二次目的で使用又は開示することがあります。この二次目的は主要目的に関係しており、学校がその二次目的でその情報を使用することを、情報に関係する本人が合理的に予測できる必要があります。

また学校は、個人情報が関係する本人から同意を得ている、又は法的に許される場合、その他の目的で個人情報を使用又は開示する事があります。

1. 使用

児童生徒及び保護者

学校は、以下の目的で、児童生徒と保護者に関して収集した個人情報を使用することがあります。

- 教育課程及び課程外の教育及びプログラムを含む学校教育を児童生徒に提供する
- 児童生徒の学校教育に関してその保護者に連絡する
- 内部会計
- 日常の事務手続き
- 児童生徒の教育的、社会的及び医学的な福祉と安全の確保
- 学校への寄付を求めたり、学校のマーケティングを行ったりする
- 法的義務を遵守する

状況によっては、学校がそのような個人情報を収集、保持若しくは使用できない、又は児童生徒や保護者がそれに同意しない場合、学校は児童生徒の入学、在籍の継続をできない場合があります。さらに、教育サービス及びプログラムの一部又は全てを提供できないこともあります。

見込み職員、職員、請負業者

学校は、オーストラリアプライバシー基本方針に従い、見込み職員、職員及び請負業者に関して収集した個人情報を以下の目的で使用することがあります。

- 個人が、子供関連の仕事を含む雇用や仕事に適しているかを評価する
- 個人の雇用や契約を管理する
- 学校の保険規約を満たす
- 学校が収集した情報が正確かつ最新であることを確認する
- 内部の会計や管理

- 学校関連の資金調達やマーケティング
- 教育当局や政府当局に報告する
- 児童生徒の安全や児童生徒虐待に関するものを含む法的義務を遵守する
- 合理的に予測できるその他の目的

ボランティア

学校は、本校の機能を支援したり、読み聞かせ、学年委員会やイベント等の関連活動を準備・実施したりするボランティアに関する(機微情報を含む)個人情報収集、保持及び使用します。

2. 開示

学校は、事務上及び教育上の目的並びに児童生徒の安全を確保する目的で、機微情報を含む個人情報を開示することがあります。その目的及び開示先には以下が含まれます。

- 児童生徒に学教教育を提供するため
- 他校、幼児教育施設、高等教育機関
- 政府省庁や当局
- 医療従事者
- 学校にサービスを提供する人たち
- 学校の刊行物の受領者
- 保護者
- 学校が情報開示を認められているその他の人

状況によっては、学校がそのような個人情報を開示しない、又は保護者がそれに同意しない場合、学校は児童生徒の入学、在籍の継続をできないことがあります。

個人情報は、学校の募金活動やマーケティング活動を支援する組織に開示されることがあります。保護者、職員、請負業者及び幅広い学校コミュニティ内の人は、場合によっては募金情報を受けとる場合があります。さらに、個人情報が含まれる学校刊行物がマーケティング目的で使用される可能性もあります。

海外の組織、交流先への開示

学校は、海外に本拠を置く様々な人や組織と関係を持っています。例えば、学校は日本の学校に種々の交流プログラムを提供しています。場合によっては、学校は一部の個人情報を海外の交流者に開示することがあります。また、文部科学省などの政府機関への報告も含まれます。しかし、これは、その開示が児童生徒に提供される教育又はプログラムを完了又は補完するために必要である場合に限りません。

情報の更新

学校は、収集、使用及び開示される個人情報が正確で最新であるようにするため、合理的な措置を講じます。個人が新たな情報又は変更された情報を提供してきた場合、学校はその記録を速やかに更新します。個人情報に変更があった方は、学校に電子メール(adm@jsm.vic.edu.au)で通知してください。

情報の完全性

学校は、個人情報に以下の行為・事象から保護するために合理的な措置を講じます。

- 誤用、干渉妨害、損失
- 不正アクセス、変更、開示

これには、電子資料、及びハードコピーに保存／生成された資料を保護するための適切なセキュリティ措置が含まれます。

法による保持義務のなくなった情報については、破棄するための適切な措置を講じます。

情報へのアクセス

学校は、本人から要請があれば、学校が保持しているその人に関する情報へのアクセスを認めます。

注記:

(a) 保護者は、その子供に関して収集された個人情報へのアクセスを求めることができます。アクセスを許すことで他者のプライバシーに不合理な影響が及ぶ場合や、アクセスを許すことで当該児童生徒に対する学校の監督義務や法的義務に違反が生じる可能性がある場合は、学校の責任として情報を開示しません。

(b) 学校は、その自由裁量で、児童生徒本人からの要請に基づき、その児童生徒について学校が保持している情報へのアクセスをその児童生徒に許すことがあるほか、児童生徒がその保護者から独立して自分の個人情報の使用に同意したり、同意を撤回したりすることを許すことがあります。通常、これは児童生徒が18歳に達している事が条件ですが、児童生徒の成熟度や個人的状況を鑑みて適切と考えられる場合はその限りではありません。

(c) アクセス申請は校長におこなってください(電話:(03) 9528 1978)。

同意

学校は、保護者による同意を児童生徒に代わって表明された同意として扱うほか、保護者への通知を児童生徒に対して行った通知と見なします。

問合せ・苦情

学校が保持する個人情報をどのように管理するかに関する詳細を知りたい方は、以下の者に申請を行ってください。

校長: 電話:(03) 9528 1978

学校におけるオーストラリアプライバシー基本方針の遵守状況に関する苦情は、以下の者に申し立ててください。

校長: 電話:(03) 9528 1978

学校は必要に応じて苦情を調査し、調査後できるだけ速やかに学校の決定を苦情申立者に通知します。

本方針の違反があった場合

学校は、本方針の要件を遵守する必要性を重視しています。本方針の要件に違反していることが判明した職員には、懲戒処分が課されます。

本方針を実施するに当たって

1.理事会／校長レベル

本方針を適切に実施するため、学校、理事会及び校長は以下を行うものとします。

- 全ての職員が本方針のことを認識し、本方針を読んで理解していること、並びに本方針を遵守する職員の意志を確認するため、本方針を学校の雇用時の職員研修に組み入れる
- 本方針に関して、全ての職員に定期研修を受けさせる
- 特定の情報が得られない場合、学校に入学できない可能性があることを保護者に通知する

2.その他のレベル

本方針を適切に実施するため、学校の全ての職員、見込み職員、保護者、児童生徒、請負業者、ボランティア、その他学校が情報を保持している個人は、以下を確実に理解し履行する必要があります。

- 本方針を遵守し、学校による本方針の実施を支援し、並びに
- 情報が得られない場合、学校はその児童生徒の入学手続、在籍の継続をできない場合がある

承認

作成日	2024年11月
審議	教職員、学校運営理事会
承認者	学校運営理事会
承認日	2024年11月
再評価予定日	2026年11月

本方針は英語で作成され、日本語版はあくまで参考として翻訳されています。英文版が正本である為、これら両言語版の間に矛盾抵触がある場合は英文版が優先されます。